

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	御所市

## 御所市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 御所市 産業建設部 農林商工課  
所在地 御所市 1 番地の 3  
電話番号 0745-44-3497  
FAX 番号 0745-62-5425  
メールアドレス nourin@city.gose.nara.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アライグマ・ニホンジカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	奈良県御所市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
イノシシ	水稲	5,025	449
	果樹	1,575	37
	野菜	5,962	120
	いも類	1,256	72
	その他	359	26
ニホンジカ (R7年度見込)	水稲	201	18
アライグマ (R7年度見込)	野菜	1,464	26
	合計	15,842	748

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <p>中山間地域での被害報告が多く続いているうえに、平地地域からの被害報告も増加している。被害内容は、通年で土手や圃場の掘り起こし等による畦畔の崩壊や食害、農産物収穫前の圃場侵入による踏み倒し等の被害が発生している。</p> <p>○アライグマ</p> <p>市街地において、住居や屋根裏等での営巣が確認されており、生活環境被害が大きな問題となっている。また、農作物被害は市内全域で確認されており、主に果樹・野菜等が被害を受けているが、特に家庭菜園等への被害が多い。</p> <p>○ニホンジカ</p> <p>中山間地域でニホンジカの見撃情報は増加しており、捕獲活動でも一定の捕獲実績が上がってきている。被害内容については、具体的な被害報告はイノシシと比べて少なく、受けてはならず、イノシシによる食害と混在していると考えられる。</p>
---

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
被害金額(千円)	イノシシ	14,177	イノシシ	9,900
	ニホンジカ（R7年度見込）	201	ニホンジカ	140
	アライグマ（R7年度見込）	1,464	アライグマ	1,000
被害面積(a)	イノシシ	704	イノシシ	490
	ニホンジカ（R7年度見込）	18	ニホンジカ	12
	アライグマ（R7年度見込）	26	アライグマ	18

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○御所市鳥獣被害対策実施隊による捕獲 地域での聞き取り調査を積極的に行い、被害の把握と適切な時期の罠設置に努めた。	○捕獲体制の見直し 副業的な勤務体制により、実施隊員が捕獲活動に専属的になれず、積極的な捕獲活動を行うための人員確保が課題。
防護柵の設置等に関する取組	○鳥獣被害防止対策事業 令和5年に3.5km、令和6年に3.0km、令和7年に3.1km、計9.6kmの防護柵設置を行った。設置及び管理については自治会・農業者によって行われた。  ○市独自事業の柵設置補助 上記の自治会を中心に設置するものに対し、個人の農地を守るための電気柵やWM柵等の設置補助を行った。	○設置後の維持管理について 各事業とも設置は進んでいるが、経年劣化等がみられる。また、シカを目撃情報も増えており、現状のイノシシ対策の柵からシカ対策への転換を行うかどうかの検討が課題。
生息環境管理その他の取組	○知識の普及について 被害の相談があった場合、柵や檻などの設置を補助するとともに、現場を見て各個人が行える対策の指導を行った。	○被害に対する認識について 農業の残渣処理などについて、不適切な処理は被害拡大に影響しているという認識が甘く、放置されていることが課題。

### (5) 今後の取組方針

御所市の鳥獣害被害の多くはイノシシによるものだが、近年ニホンジカ  
の目撃情報が急増している。ニホンジカによる被害情報については、ほと  
んど報告されていないが、山間部では農業者からも不安の声が上がってい  
る。それらを踏まえ、  
○イノシシ被害については従来講じてきた捕獲と侵入防止の取組において  
継続、強化を行う。  
○ニホンジカ被害に関しては、生息環境の調査に重きを置き、捕獲用わな  
等を中心に駆除を行っていく。  
○アライグマについては、引き続き捕獲講習を実施するとともに、捕獲檻  
の貸し出し等を実施して民間の力を使った捕獲活動に努める。  
○共通して、農業者を中心に生活残渣の処理など有害鳥獣を寄せ付けない  
ための知識に関する普及啓発に努め、被害軽減につながる体制作りの強  
化を行う。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

市内の猟友会から推薦のあった有資格者から数名を御所市鳥獣被害対策  
実施隊員として委嘱する。隊員のうち、対象鳥獣のいずれかの捕獲に従事  
する者を対象鳥獣捕獲員として指名する。民間の有資格者による有害鳥獣  
捕獲等の、捕獲体制が構築されていないエリアを取り残さないように捕獲  
を実施する。被害多発により対応が困難な場合は、認定鳥獣捕獲等事業者  
への捕獲委託も検討する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8年度～ 令和 10年度	イノシシ	ICT機器やカメラ等を使用し効率的な捕獲をより 一層推進する。 捕獲従事者と農業者の協力により、獣害に強い集落 環境整備を実施する。
	ニホンジ カ	生息環境調査に重きを置く。イノシシと並行して、 捕獲を行う。
	アライグマ	定期的な捕獲講習会の開催を継続し、捕獲者の育成 ・確保を行う。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ

奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）の推定生息数及び直近の捕獲頭数の実績に基づき、捕獲計画数は年間300頭とする。

○ニホンジカ  
奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第7次）の推定生息数、直近の捕獲実績及び目撃情報の増加を考慮し、年間200頭の捕獲を計画する。

○アライグマ  
近年の出没傾向と直近の捕獲頭数の実績に基づき、捕獲計画数は300頭とする。有害鳥獣駆除と、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除により、捕獲圧を高める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
アライグマ	300頭	300頭	300頭

捕獲等の取組内容

○イノシシ  
イノシシの侵入が確認される、また被害が発生・予想される状況に応じて、わな等による捕獲を実施する。

○ニホンジカ  
ニホンジカの侵入が確認される、また被害が発生・予想される状況に応じて、わな等による捕獲を実施する。

○アライグマ  
市内全域において、目撃および被害の確認に応じて小型捕獲檻による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵

	4, 000m	4, 000m	4, 000m
--	---------	---------	---------

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	設置を行った自治会による地元管理とし、指導を行う。	設置を行った自治会による地元管理とし、指導を行う。	設置を行った自治会による地元管理とし、指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ	地域一体となった集落環境整備（生活残渣処理、耕作放棄地等の解消）を推進する。 状況に応じ、緩衝帯の設置を検討する。
	アライグマ	定期開催する捕獲従事者講習会にて生態等の知識の普及に努める。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ	地域一体となった集落環境整備（生活残渣処理、耕作放棄地等の解消）を推進する。 状況に応じ、緩衝帯の設置を検討する。
	アライグマ	定期開催する捕獲従事者講習会にて生態等の知識の普及に努める。
令和10年度	イノシシ ニホンジカ	地域一体となった集落環境整備（生活残渣処理、耕作放棄地等の解消）を推進する。 状況に応じ、緩衝帯の設置を検討する。
	アライグマ	定期開催する捕獲従事者講習会にて生態等の知識の普及に努める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
御所市	関係機関への連絡・調整を行う。
奈良県	関係機関への助言・指導を行う。
高田警察署	住民の安全確保・注意喚起を行う。
(一社) 奈良県猟友会御所支部 (一社) 奈良県猟友会新御所支部	有害鳥獣捕獲に対する安全対策と注意を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

被害発生	→ 御所市	→ 奈良県 高田警察署 (一社) 奈良県猟友会御所支部
------	-------	-----------------------------------

(一社) 奈良県猟友会新御所支部

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○イノシシ、ニホンジカ

食肉等の利活用が可能なものについては、捕獲者による利活用を行う(自家消費)。それ以外については、市内焼却所による焼却、現場での埋設等の適切な処分を行う。

○アライグマ

市内焼却施設での焼却処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在需要がない。需要に応じ、利用を検討する。
ペットフード	現在需要がない。需要に応じ、利用を検討する。
皮革	現在需要がない。需要に応じ、利用を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現在需要がない。需要に応じ、利用を検討する。

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
御所市	協議会事務局の運営 鳥獣被害軽減のための各種活動の実施 地元への技術指導 関連情報の提供
奈良県(中部農林振興事務所)	関連情報の提供と助言指導
奈良県農業協同組合	被害軽減のための啓発
御所市農業委員会	農業者への助言・指導
(一社) 奈良県猟友会御所支部	有害鳥獣捕獲の協力 狩猟者の確保、育成
(一社)	狩猟、有害鳥獣捕獲に対する安全対策

奈良県猟友会新御所支部	関連情報の提供と助言
-------------	------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
地元自治会	各種情報提供 地域住民の協力体制の構築、捕獲体制に関する支援。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

御所市鳥獣被害対策実施隊は、10名程度を構成員とし、市内を東西2つの班に分けて活動を行う。主に、生息状況や被害発生状況の調査を行い、効果的に被害を予防できるよう有害鳥獣の捕獲及び処理に取り組む。また、地域住民の課題に対し、専門的な知識を用いて被害防止技術等の指導・助言を行う。また、必要が生じた場合は防護柵及び緩衝帯の設置を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害の対策は自衛を基本と考え、地域住民の力も活用していく必要がある。主に、生活残渣など各個人でも対応可能な課題は早急に対応できるよう指導を行うとともに、個人及び自治体で設置する侵入防止柵の推進を行う。また、実施隊以外で活躍する捕獲従事者とも協同し、捕獲の取りこぼしのないよう体制を構築する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市内全域でイノシシやニホンジカの日撃情報が増えており、山間部で隣接する近隣市町村からの流入が課題と考えられる。また、そうしたイノシシ等が国道を渡り山から山へと移動している姿も目撃されていることから、隣接する市町村との情報共有と捕獲従事者との連携強化を図る必要がある。